

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																													
事業名	治山事業（予防治山事業）																																												
地区名	瀬戸市白坂町 せとし しらさかちょう																																												
事業箇所	瀬戸市白坂町地内																																												
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。																																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>土留工2個を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。</p>																																												
事業費	<table border="1"> <tr> <td>事業費</td><td>内訳</td></tr> <tr> <td>89百万円</td><td>■工事費 89百万円</td></tr> </table>	事業費	内訳	89百万円	■工事費 89百万円																																								
事業費	内訳																																												
89百万円	■工事費 89百万円																																												
事業期間	採択予定年度 平成29年度 着工予定年度 平成30年度 完成予定年度 平成31年度																																												
事業内容	土留工2個																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。 また、費用対効果分析結果（B/C）は3.34となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。																																											
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																										
		【理由】	山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td><td>H34</td><td>H35</td><td>H36</td><td>H37</td></tr> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td><td>工事</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>土留工</td><td>↔</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（百万円）</td><td>89</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	工種区分	工事	↔	↔						土留工	↔	↔														事業費（百万円）	89							
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37																																				
	工種区分	工事	↔	↔																																									
土留工		↔	↔																																										
事業費（百万円）	89																																												
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み。																																												
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																											
	【理由】	事業計画に無理がなく、地元の合意もあるため、事業の実効性が期待できる。																																											
III 対応方針																																													
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。																																												
	事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																												

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外	
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】	
【主な評価内容】	